

子育て世帯定住宅地購入補助金について

提 案	<p>子育て世帯定住宅地購入補助金について、補助対象者(市外出身の子育て世帯)であるにも関わらず、申請可能な期間が極端に短いことに気づかず、土地購入時に補助金を受け取れなかったため、以下のとおり、意見と質問をお伝えします。</p> <p>① 「子育て世帯定住宅地購入補助金」について、HP に記載のフローでは、申請及び交付決定（交付申請）は土地契約後から登記完了前までの間に行うとされています。これは登記完了後に申請した場合、要綱2条（2）の補助対象外となる宅地の規定の「ア 本人またはその家族が所有し、現に居住している宅地」に該当するためと担当課から説明がありました。</p> <p>しかし、登記により「所有」については確認できるものの、「現に居住」については登記完了後の住民票の異動等での確認となると思われます。そのため、フローどおり土地契約後から登記完了前までに申請しても「居住」について確認できず、上記アに該当するかを判断し交付決定することはできません。従ってフローもしくは要綱に不備があると考えますがいかがでしょうか？</p> <p>② 自己資金で中古住宅を購入する場合、契約から支払い（登記）までは1～2週間が標準的であり、現在のフローでは交付申請期間が著しく短く、早期に支払対応した者が不利益を被る不公平な運用となっています。我々の場合、交付申請可能な期間は3開庁日しかありませんでした。</p> <p>要綱に基づく運用をするならば、交付申請期日は登記が完了していないこと、かつ居住実態がないこと（住民票の異動等で判断する）の両方を満たさなくなるまでと、フローは変更すべきと考えますがいかがでしょうか？</p> <p>③ 今回、我々と不動産業者は土地契約の前から担当課を訪問し、申請の意志を示し、交付申請の要件等について相談をしていました。しかし、上記の件についてHP には記載があったものの、直接の説明はなく、申請期日を誤認したまま手続きしたことで補助金を受け取れない結果となりました。子育て世帯の応援や移住の促進を謳う雲南市として、今回の件を非常に残念に思っています。市としての対応に不備がなかったか、改善できる点がないかご検討いただきたいです。</p>
-----	--

回 答

いただいたご意見・ご質問につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

①当補助金は、「これから宅地を取得し家を建てる・買う人」を応援するための制度であり、既に自分のものとなっている土地（既得財産）につきましては対象外としております。ご指摘の「所有」や「居住」の確認タイミングについては、以下の流れで審査を行っております。

・補助金の申請時（登記前）：「売買契約書」において自分の名義になっていない（登記されていない）ことを確認し、「住民票」で居住の確認を行い、「これから取得する計画」に対して交付を決定します。

・登記完了時：実際に自分の名義になったことを「登記事項証明書」で確認し、最終的な補助金交付を確定します。

②本補助金の申請フローは、一般的な不動産売買契約から所有権移転登記までの期間を考慮して設定しております。支払い（登記）までの期間が短いケースであっても、売買契約締結後速やかに申請をいただくことで手続きは可能と判断しております。

③本補助金の制度運用にあたっては、申請期限や手続きの流れについて、ホームページやパンフレット等を通じて広く周知を図っております。今回のように決済までの期間が極めて短いケースがあることを踏まえ、相談時の丁寧な説明や、手続きのタイミングに関する注意喚起をさらに強調するなど、より分かりやすい事業周知に努めて参ります。

(回答部署 政策企画部うんなん暮らし推進課)